

## 心理学研究科における修士学位論文審査基準等

### 1. 学位審査の体制

学位論文等の提出があったときは、学位規程第10条の規定に基づき、学位論文ごとに3名（教授1名以上を含む）からなる学位審査委員会を設置する。審査委員の決定は、次により行うものとする。

- (1) 研究科長は、指導教員を審査委員主査候補者に推薦したうえで、指導教員との協議により2名の審査委員副査候補者を決定し、審査委員候補者名簿を作成する。
- (2) 研究科委員会は、審査委員候補者名簿について審議し、審査委員を決定する。

### 2. 審査の方法

学位授与の審査は、主査の総括のもと、学位論文の審査並びに最終試験によって行う。学位論文の審査は、本研究科において定めた学位論文審査基準をもとに各審査委員が個別に行う審査の結果を踏まえ、合議によって行う。最終試験は、修士論文発表会における口頭試問及び審査委員会による口述試験をもって行うこととし、その結果の判定は、本研究科において定めた最終試験判定基準をもとに合議によって行う。

論文審査の結果は、合格又は不合格とする。ただし、軽微なものであれば、修正のうえ合格とすることができる。最終試験の結果は、合格又は不合格とする。

### 3. 学位論文審査基準

学位論文の審査は、以下の基準に従って行うものとする。

- (1) 研究テーマ 先行研究を踏まえており、心理臨床との関連性をもった独自性のある研究テーマや研究目的が設定されているか。
- (2) 研究方法 研究目的に照らしてデータの収集と分析等の方法が適切に行われているか。
- (3) 考察と結論 結果に対する考察が論理的に妥当であり、結論が客観的な根拠に基づいているか。
- (4) 構成と形式 心理学論文の構成要件を満たしており、論文の形式も適切であるか。
- (5) 研究倫理 心理学研究における倫理上の問題に十分な配慮がなされているか。

### 4. 最終試験判定基準

最終試験の結果の判定は、以下の基準に従って行うものとする。

- (1) 修士論文発表会における論文内容の説明が論理的かつ明確に行われていたか。
- (2) 口頭試問及び口述試験における質疑応答が論理的かつ明確に行われていたか。

以上